

1 3. 産学共同研究支援事業費補助金の概要

横手市内の産業の活性を図るために、大学、短期大学、高等専門学校、国公立試験研究機関等と市内の中小企業者が共同で行う研究活動に係る費用の一部を補助します。

令和4年4月 商工労働課

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 補助対象者 | 次のいずれにも該当する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 (1) 市内に事業所を有していること。 (2) 日本標準産業分類で定める製造業を営んでいること。 (3) 納期の到来した市税に滞納がないこと。 (4) 国、県等の補助事業に該当しないこと。 |
| 補助対象経費 | 市内事業所が大学等 [※] と行う製品開発や技術開発等に関する共同研究であって、大学等に支払う契約金を補助対象経費とする。 [※] 大学、短期大学、高等専門学校、国公立試験研究機関及び独立行政法人の試験研究機関 |
| 補助金額等 | 補助対象経費の1/2以内、上限100万円（千円未満切捨て） |
| 提出書類 | ①計画認定申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④定款及び登記簿謄本 ⑤大学等との共同研究に係る契約書の写し ⑥市税納税証明書 ⑦その他市長が必要と認める書類 |
| 募集期間 | 令和4年4月1日（金）から予算の範囲内で随時受け付けしております。 [※] 計画認定申請は、1年度内に1回までとします。 |

補助金申請から交付までの流れ

| | |
|----------------|--|
| ① 事業計画認定申請 | 申請者⇒横手市役所商工労働課 ・本補助金申請の前に、大学等との契約締結後速やかに「事業計画」の申請・認定を受ける必要があります。 [※] 認定申請に係る申請様式は、市 HP トップ画面上部⇒横手市ウェブサイトの情報を探す→1006966⇒検索 [※] 受付は土、日、祝祭日を除きます |
| ② 事業計画認定 | 横手市役所商工労働課⇒申請者 ・申請内容を確認し認定の可否を決定し、申請者に通知いたします。 ・認定は申請いただいてから10日程度を要します。 |
| ③ 補助金交付申請、実績報告 | 申請者⇒横手市役所商工労働課 大学等との共同研究の契約期間終了後かつ支払いが完了したら、補助金交付申請書兼実績報告書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、できるだけ直接ご持参ください。 [※] 受付は土、日、祝日を除きます。 |
| ④ 交付決定 | 横手市役所商工労働課⇒申請者 書類審査により補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。 |

⑤ 補助金の交付

実績報告書の内容を審査し、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び認定申請書の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のページ番号を、横手市ホームページの「ページ ID 検索欄」に入力するとご覧いただけます。

横手市産学共同研究支援事業費補助金のページ番号：1006966

問合せ先（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

〒013-8502 横手市旭川一丁目 3 番 41 号
（県平鹿地域振興局庁舎内）

横手市役所商工観光部商工労働課工業振興係
TEL：0182-32-2115 FAX：0182-32-4021
